

保護者様

八尾市立 東 中学校長  
八尾市立東山本小学校長  
八尾市立西山本小学校長

## I. 気象警報発令にともなう児童・生徒の安全確保について

午前7時の時点で、八尾市に【**気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）**】が発表されている場合、または、中学校区内に【**避難情報（警戒レベル3：高齢者等避難、警戒レベル4：避難指示）**】が発令されている場合は、午前の授業は行いません。危険な場所から退避（自宅待機含む）してください。

- ① 午前11時の時点で、いずれか1つでも解除されていない場合は、全日休校とします。
- ② 午前11時までに、いずれもが解除された場合は、午後の授業を5時間目から行いますので昼食を済ませて、気をつけて登校させてください。（学校給食は中止）

※ 授業中に上記の警報等が発令された場合は、状況を判断し、通学路等の安全を確認した上で下校させます。

## II. 特別警報・緊急安全確保にともなう児童・生徒の安全確保について

八尾市に【**気象警報（特別警報）**】が発表されている場合、または【**避難情報（警戒レベル5相当：緊急安全確保）**】が発令された際は臨時休校とし、警報及び中学校区内の避難指示等が解除されたのち、通学路及び中学校区内の安全が確保されていることを小・中学校が連携して確認したうえで、中学校区単位で学校の再開を決定し、再開日時を保護者に連絡します。

※ 授業中に上記が発令された場合は、安全が確保されるまで学校待機を原則とします。避難指示等をふまえ、警報が解除された場合においても、速やかに状況を把握し、通学路等の安全を確認した上で、中学生は下校させ、小学校は保護者に引き渡しますので、できる限りすみやかに、学校まで迎えに来てください。

## III. 地震発生時における児童・生徒の安全確保について

八尾市または隣接市（大阪市平野区、東大阪市、柏原市、藤井寺市、松原市）のいずれかに【**震度5弱以上の地震**】が発生したときは、学習環境が復旧するまで臨時に休校とします。休日等に発生した場合は、次の登校日も休校とします。教育活動が実施できるよう学習環境が復旧すれば保護者に連絡し、教育活動を再開します。

- ※ 授業中に【**震度5弱以上の地震**】が発生した場合は、子どもを安全な場所に避難誘導します。学校および周辺の被害状況などを見届け、安全確認の上で中学生は下校させ、小学校は保護者に引き渡しますので、できる限りすみやかに、学校まで迎えに来てください。
- ※ 登校の途中に発生した場合は、安全な場所に一時避難してから、学校、自宅の近いほうに行ってください。
- ※ 【**震度4以下の地震**】が発生した場合は、原則として休校ではありません。学校および地域の被害状況などにより児童・生徒の安全確保上、臨時に休校になる場合もあります。